

令和4年12月

春日部市議会定例会議案



# 議 案 目 録

令和4年12月春日部市議会定例会

議案第67号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議案第68号	春日部市個人情報保護条例の全部改正について	3
議案第69号	春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について	9
議案第70号	春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について	13
議案第71号	春日部市税条例の一部改正について	15
議案第72号	春日部市手数料条例の一部改正について	17
議案第73号	春日部市国民健康保険税条例の一部改正について	26
議案第74号	春日部市企業誘致条例の一部改正について	29
議案第75号	春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について	31
議案第76号	春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止について	33
議案第77号	春日部消防署武里分署新築工事請負契約の締結について	36
議案第78号	財産の取得について (新本庁舎備品(更衣室))	37
議案第79号	財産の取得について (新本庁舎備品(倉庫、給湯室等))	38
議案第80号	財産の取得について (新本庁舎ロールスクリーン等)	39
議案第81号	指定管理者の指定について (春日部市男女共同参画推進センター)	40
議案第82号	令和4年度春日部市一般会計補正予算(第8号)について	41
議案第83号	令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について	42
議案第84号	令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について	43
議案第85号	令和4年度春日部市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	44

議案第 86 号	令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 2 号） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
議案第 87 号	令和 4 年度春日部市水道事業会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	46
議案第 88 号	令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 2 号）について・・・・・・・・	47
議案第 89 号	令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	48
議案第 90 号	春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・・・・・	49

議案第67号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日部市心身障害者通所支援施設条例の一部改正)

**第1条** 春日部市心身障害者通所支援施設条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第10条 通所支援施設において、法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は<u>主務大臣</u>が定める基準に定める額を、使用料として納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 通所支援施設において、法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は<u>厚生労働大臣</u>が定める基準に定める額を、使用料として納付しなければならない。</p>

(春日部市立ふじ学園条例の一部改正)

**第2条** 春日部市立ふじ学園条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第68号

春日部市個人情報保護条例の全部改正について

春日部市個人情報保護条例の全部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正したく提案いたします。

## 個人情報保護に関する法律施行条例

春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

らない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護管理者を定めるものとする。

(開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）第6条第2号エ及びオに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成17年条例第19号)第1条に規定する春日部市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又

は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年度実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の春日部市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項、第4条第5項及び第14条第2項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第4条第3項に規定する指定管理業務（以下「旧指定管理業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務に従事していた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務に従事していた者

3 この条例の施行の日前に、旧条例第19条、第21条、第21条の2及び第21条の3の規定による請求がされた場合における実施機関等が保有している旧条例第2条第7号に規定する自己情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び削除並びに利用又は提供の中止については、なお従前の例による。

- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行の際現に旧指定管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務に従事していた者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、春日部市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 法人（法人でない指定管理者で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この条例の施行後にその法人又は人の業務に関して附則第4項又は第5項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、これらの項の罰金刑を科する。
- 8 偽りその他不正の手段により、この条例の施行後に附則第3項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料を科する。
- 9 旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 69 号

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、選挙運動用自動車の使用の公費の支払の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条</p> <p>(2)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条</p> <p>(2)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>
<p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出を</p>	<p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出を</p>

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円73銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数(1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。以下「枚数の限度数」という。))

の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づ

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

<p>き、当該ポスター作成業者に対し支払う。  (選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、<u>枚数の限度数</u>を超える場合には、当該<u>枚数の限度数</u>)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、<u>当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数</u>を超える場合には、当該<u>2を乗じて得た数</u>)を乗じて得た金額とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第70号

春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について

春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

新型コロナウイルス感染症への対策を着実に進め、市民の生命と暮らしを守るため、引き続き市長の給料を減額することに伴い、本則の規定を改正したく提案いたします。

## 春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市長の給料の額の特例に関する条例（令和3年条例第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1号の規定にかかわらず、令和4年1月1日から <u>令和5年12月31日</u> までの間においては、同号に規定する額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。	市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1号の規定にかかわらず、令和4年1月1日から <u>同年12月31日</u> までの間においては、同号に規定する額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議案第 7 1 号

春日部市税条例の一部改正について

春日部市税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

本市の健全な市街地の造成を図り、事業を円滑に遂行するため、北春日部駅周辺地区土地  
区画整理事業における固定資産税の減免の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（北春日部駅周辺地区土地区画整理事業における固定資産税の減免の特例）</p> <p>第13条の5 第71条第1項の規定にかかわらず、市長は、土地区画整理法第16条第1項において準用する同法第14条第1項の規定により定める北春日部駅周辺地区土地区画整理事業計画で定められた施行地区内の土地について、市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）に編入された日（以下この項において「市街化区域編入日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該市街化区域編入日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から使用収益開始日（土地区画整理法第98条第5項に規定する仮換地の指定の効力発生の日（土地区画整理法第99条第2項の規定により仮換地について使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合には、その日）をいう。）の前日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定による固定資産税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、別表第2の規定を改正し  
たく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1  (2) ア 申請に係る一の建築物の <b>住戸数</b> （以下この項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項において「 <u>住戸数</u> 」という。）が1戸のもの の 5,000	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1  (2) ア 申請に係る一の建築物の <b>住戸のうち同時に申請された住戸の数</b> （以下この項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項において「 <u>申請住戸数</u> 」

円

イ 住戸数

が1戸を  
超え5戸  
以下のも  
の

10,000円

ウ 住戸数

が5戸を  
超え10戸  
以下のも  
の

18,000円

エ 住戸数

が10戸を  
超え25戸  
以下のも  
の

31,000円

オ 住戸数

が25戸を  
超え50戸  
以下のも  
の

52,000円

カ 住戸数

が50戸を  
超え100戸  
以下のも  
の

94,000円

キ 住戸数

が100戸を  
超え200戸  
以下のも  
の

149,000円

ク 住戸数

が200戸を  
超え300戸

とい

う。)が  
1戸のも  
の 5,000  
円

イ 申請住

戸数が1  
戸を超え  
5戸以下  
のもの

10,000円

ウ 申請住

戸数が5  
戸を超え  
10戸以下  
のもの

18,000円

エ 申請住

戸数が10  
戸を超え  
25戸以下  
のもの

31,000円

オ 申請住

戸数が25  
戸を超え  
50戸以下  
のもの

52,000円

カ 申請住

戸数が50  
戸を超え  
100戸以下  
のもの

94,000円

キ 申請住

戸数が100  
戸を超え  
200戸以下  
のもの

149,000円

ク 申請住

戸数が200  
戸を超え

以下のもの  
188,000円  
ケ 住戸数  
が300戸を  
超えるもの  
201,000円

(3)

ア 床面積  
の合計が  
300㎡以下  
のもの  
10,000円

300戸以下  
のもの  
188,000円  
ケ 申請住  
戸数が300  
戸を超え  
るもの  
201,000円

(3)

ア 床面積  
の合計  
(市長が  
別に定め  
る建築物  
について  
は、共同  
住宅の共  
用部分の  
床面積を  
除く。イ  
からキま  
で及び都  
市の低炭  
素化の促  
進に関す  
る法律第  
55条第1  
項の規定  
に基づく  
低炭素建  
築物新築  
等計画の  
変更の認  
定の申請  
に対する  
審査(次  
項に規定  
する審査  
を除  
く。)の  
項1(3)  
において  
同じ。)  
が300㎡以

下のもの  
10,000円

2

(2)

ア 申請住

戸数が1

戸のもの

38,000円

イ 申請住

戸数が1

戸を超え

5戸以下

のもの

66,000円

ウ 申請住

戸数が5

戸を超え

10戸以下

のもの

96,000円

エ 申請住

戸数が10

戸を超え

25戸以下

のもの

140,000円

オ 申請住

戸数が25

戸を超え

50戸以下

のもの

203,000円

カ 申請住

戸数が50

戸を超え

100戸以下

のもの

301,000円

キ 申請住

戸数が100

戸を超え

200戸以下

のもの

411,000円

2

(2)

ア 住戸数

が1戸の

もの

38,000円

イ 住戸数

が1戸を

超え5戸

以下のも

の

66,000円

ウ 住戸数

が5戸を

超え10戸

以下のも

の

96,000円

エ 住戸数

が10戸を

超え25戸

以下のも

の

140,000円

オ 住戸数

が25戸を

超え50戸

以下のも

の

203,000円

カ 住戸数

が50戸を

超え100戸

以下のも

の

301,000円

キ 住戸数

が100戸を

超え200戸

以下のも

の

411,000円

		<p>ク <u>住戸数</u> が200戸を 超え300戸 以下のも の 539,000円</p> <p>ケ <u>住戸数</u> が300戸を 超えるも の 633,000円</p> <p>(3) <u>共同住</u> <u>宅</u>の共用部 分 次に掲 げる区分に 応じそれぞ れ次に定め る額</p>			<p>ク <u>申請住</u> <u>戸数</u>が200 戸を超え 300戸以下 のもの 539,000円</p> <p>ケ <u>申請住</u> <u>戸数</u>が300 戸を超え るもの 633,000円</p> <p>(3) <u>共同住</u> <u>宅</u>(<u>市長が</u> <u>別に定める</u> <u>ものを除</u> <u>く。都市の</u> <u>低炭素化の</u> <u>促進に関す</u> <u>る法律第55</u> <u>条第1項の</u> <u>規定に基づ</u> <u>く低炭素建</u> <u>築物新築等</u> <u>計画の変更</u> <u>の認定の申</u> <u>請に対する</u> <u>審査(次項</u> <u>に規定する</u> <u>審査を除</u> <u>く。)</u>の項 <u>2(3)にお</u> <u>いて同</u> <u>じ。)</u>の共 用部分 次 に掲げる区 分に応じそ れぞれ次に 定める額</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市の低炭素 化の促進に関 する法律第55 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	1  (2) ア <u>住戸数</u> が1戸の もの 2,500円	都市の低炭素 化の促進に関 する法律第55 条第1項の規 定に基づく低 炭素建築物新	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	1  (2) ア <u>申請住</u> <u>戸数</u> が1 戸のもの 2,500円

築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

イ 住戸数  
が1戸を  
超え5戸  
以下のも  
の 5,000  
円

ウ 住戸数  
が5戸を  
超え10戸  
以下のも  
の 9,000  
円

エ 住戸数  
が10戸を  
超え25戸  
以下のも  
の  
15,500円

オ 住戸数  
が25戸を  
超え50戸  
以下のも  
の  
26,000円

カ 住戸数  
が50戸を  
超え100戸  
以下のも  
の  
47,000円

キ 住戸数  
が100戸を  
超え200戸  
以下のも  
の  
74,500円

ク 住戸数  
が200戸を  
超え300戸  
以下のも  
の  
94,000円

ケ 住戸数  
が300戸を

築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以下のもの  
5,000円

ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以下のもの  
9,000円

エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以下のもの  
15,500円

オ 申請住戸数が25戸を超え50戸以下のもの  
26,000円

カ 申請住戸数が50戸を超え100戸以下のもの  
47,000円

キ 申請住戸数が100戸を超え200戸以下のもの  
74,500円

ク 申請住戸数が200戸を超え300戸以下のもの  
94,000円

ケ 申請住戸数が300

超えるもの  
100,500円

2

(2)

ア 住戸数

が1戸のもの

19,000円

イ 住戸数

が1戸を超え5戸以下のもの

33,000円

ウ 住戸数

が5戸を超え10戸以下のもの

48,000円

エ 住戸数

が10戸を超え25戸以下のもの

70,000円

オ 住戸数

が25戸を超え50戸以下のもの

101,500円

カ 住戸数

が50戸を超え100戸以下のもの

150,500円

キ 住戸数

が100戸を超え200戸以下のもの

戸を超えるもの  
100,500円

2

(2)

ア 申請住

戸数が1戸のもの

19,000円

イ 申請住

戸数が1戸を超え5戸以下のもの

33,000円

ウ 申請住

戸数が5戸を超え10戸以下のもの

48,000円

エ 申請住

戸数が10戸を超え25戸以下のもの

70,000円

オ 申請住

戸数が25戸を超え50戸以下のもの

101,500円

カ 申請住

戸数が50戸を超え100戸以下のもの

150,500円

キ 申請住

戸数が100戸を超え200戸以下のもの

		205,500円 ク <u>住戸数</u> が200戸を 超え300戸 以下のも の				205,500円 ク <u>申請住 戸数</u> が200 戸を超え 300戸以下 のもの
		269,500円 ケ <u>住戸数</u> が300戸を 超えるも の				269,500円 ケ <u>申請住 戸数</u> が300 戸を超え るもの
		316,500円				316,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る改正後の別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項の規定の適用については、同項手数料の額の欄1（2）ア中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項において「申請住戸数」という。）」と、同欄1（2）イからケまで及び2（2）中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 3 市長が別に定める建築物に係る改正後の別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項の規定の適用については、同項手数料の額の欄1（3）ア中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イからキまでにおいて同じ。）」と、同欄2（3）中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。

議案第73号

春日部市国民健康保険税条例の一部改正について

春日部市国民健康保険税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の見直しに伴い、課税額の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項及び第3項並びに第21条第1項の規定は、令和5年度以後の年

度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、  
なお従前の例による。

議案第74号

春日部市企業誘致条例の一部改正について

春日部市企業誘致条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

奨励措置の対象者の指定要件を緩和することに伴い、奨励措置の対象者の指定の規定を改正したく提案いたします。

## 春日部市企業誘致条例の一部を改正する条例

春日部市企業誘致条例（平成17年条例第125号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(奨励措置の対象者の指定) 第4条 (1) 敷地面積が <u>1,000平方メートル</u> 以上であること。 (2) 延床面積が <u>300平方メートル</u> 以上であること。	(奨励措置の対象者の指定) 第4条 (1) 敷地面積が <u>3,000平方メートル</u> 以上であること。 (2) 延床面積が <u>1,000平方メートル</u> 以上であること。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の春日部市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後の奨励措置の対象者の指定に係る申請について適用し、同日前の奨励措置の対象者の指定に係る申請については、なお従前の例による。

議案第75号

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、急施の場合の特例の規定を改正したく提案いたします。

## 春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年条例第136号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の4第1項の規定による <u>緊急防災工事計画</u> 及び第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。	(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の4第1項の規定による <u>緊急耐震工事計画</u> 及び第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止について

春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例を別紙記載のとおり廃止する。

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市勤労者会館及び春日部市庄和勤労福祉センターの廃止に伴い、条例を廃止したく提案いたします。

春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例を廃止する条例

(春日部市勤労者会館条例の廃止)

**第1条** 春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）は、廃止する。

(春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止)

**第2条** 春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成17年条例第88号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に、廃止前の春日部市庄和勤労福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第6項の規定による改正後の春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
民生委員推薦会委員		日額	5,200円	民生委員推薦会委員		日額	5,200円
				春日部市勤労者会館運営委員会委員		日額	5,200円

(春日部市総合センター条例の一部改正)

4 春日部市総合センター条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。

改正後	改正前
(施設及び運営)	(施設及び運営)
第3条	第3条

2	2 (3) 春日部市庄和勤労福祉センター（春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成17年条例第88号）に規定する施設）
---	---

（春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

5 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <u>春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）</u> </div>	別表（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <u>春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）</u>  <u>春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）</u>  <u>春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成17年条例第88号）</u> </div>

（春日部市公民館条例の一部改正）

6 春日部市公民館条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																										
別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公民館名</th> <th style="width: 45%;">施設等の名称</th> <th style="width: 40%;">1時間当たりの使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">庄和地区公民館</td> <td>音楽室</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> <tr><td>集会室</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr><td>試食室</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr><td>調理実習室</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr><td>多目的室1</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr><td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr><td>講義室(1)</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> <tr><td>講義室(2)</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr><td>研修室</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> <tr><td>会議室</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>	公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)	庄和地区公民館	音楽室	350	集会室	200	試食室	150	調理実習室	400	多目的室1	300	多目的室2	300	講義室(1)	550	講義室(2)	400	研修室	350	会議室	150	別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公民館名</th> <th style="width: 45%;">施設等の名称</th> <th style="width: 40%;">1時間当たりの使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">庄和地区公民館</td> <td>音楽室</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> <tr><td>集会室</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr><td>試食室</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr><td>調理実習室</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr><td>多目的室1</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr><td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr><td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)	庄和地区公民館	音楽室	350	集会室	200	試食室	150	調理実習室	400	多目的室1	300	多目的室2	300		
公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)																																									
庄和地区公民館	音楽室	350																																									
	集会室	200																																									
	試食室	150																																									
	調理実習室	400																																									
	多目的室1	300																																									
	多目的室2	300																																									
	講義室(1)	550																																									
	講義室(2)	400																																									
	研修室	350																																									
	会議室	150																																									
公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)																																									
庄和地区公民館	音楽室	350																																									
	集会室	200																																									
	試食室	150																																									
	調理実習室	400																																									
	多目的室1	300																																									
	多目的室2	300																																									

議案第 77 号

春日部消防署武里分署新築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部消防署武里分署新築工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 (制限付一般競争入札)
- 3 契 約 金 額 647,900,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 高元・正和特定建設工事共同企業体  
代表者  
春日部市中央一丁目 9 番地 4  
高元建設株式会社 春日部支店  
支店長 今 井 智 宏
- 5 工 期 契 約 の 日 から 令 和 6 年 7 月 1 2 日 まで

令和 4 年 11 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部消防署武里分署新築工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

## 議案第78号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

#### 1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 新本庁舎備品（更衣室）

2 取 得 金 額 21,021,000円

3 取 得 の 方 法 地方自治法施行令第167条（指名競争入札）

4 契約の相手方 春日部市米崎105番地

株式会社三和文具

代表取締役 大 柴 英 俊

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

#### 提案理由

新本庁舎備品（更衣室）を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

## 議案第79号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

#### 1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 新本庁舎備品（倉庫、給湯室等）

2 取得金額 19,118,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条（指名競争入札）

4 契約の相手方 春日部市粕壁三丁目1番19号

ムラヤマ産業有限会社

代表取締役 村 山 拓 也

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

#### 提案理由

新本庁舎備品（倉庫、給湯室等）を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

## 議案第80号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

#### 1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 新本庁舎ロールスクリーン等

2 取 得 金 額 8, 7 8 9, 0 0 0 円

3 取 得 の 方 法 地方自治法施行令第167条（指名競争入札）

4 契約の相手方 春日部市増田新田117番地1

株式会社丸三

代表取締役 三ヶ尻 正

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

#### 提案理由

新本庁舎ロールスクリーン等を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

## 議案第 8 1 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
春日部市男女共同参画推進センター
- 2 指定管理者に指定する団体  
鴻巣市逆川一丁目 2 番 2 - 5 0 2 号  
街活性室株式会社  
代表取締役 齋 藤 徹
- 3 指定する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

### 提案理由

春日部市男女共同参画推進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

議案第 8 2 号

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 3 号

令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 4 号

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 85 号

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 86 号

令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 87 号

令和 4 年度春日部市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 88 号

令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 89 号

令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第90号

春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市教育委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市一ノ割二丁目4番3号

岡 田 新 司

昭和32年12月3日生

令和4年11月25日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市教育委員会委員 岡田 新司 氏は、令和4年12月22日任期満了となりますので、上記の者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案いたします。